

# 火災対策編



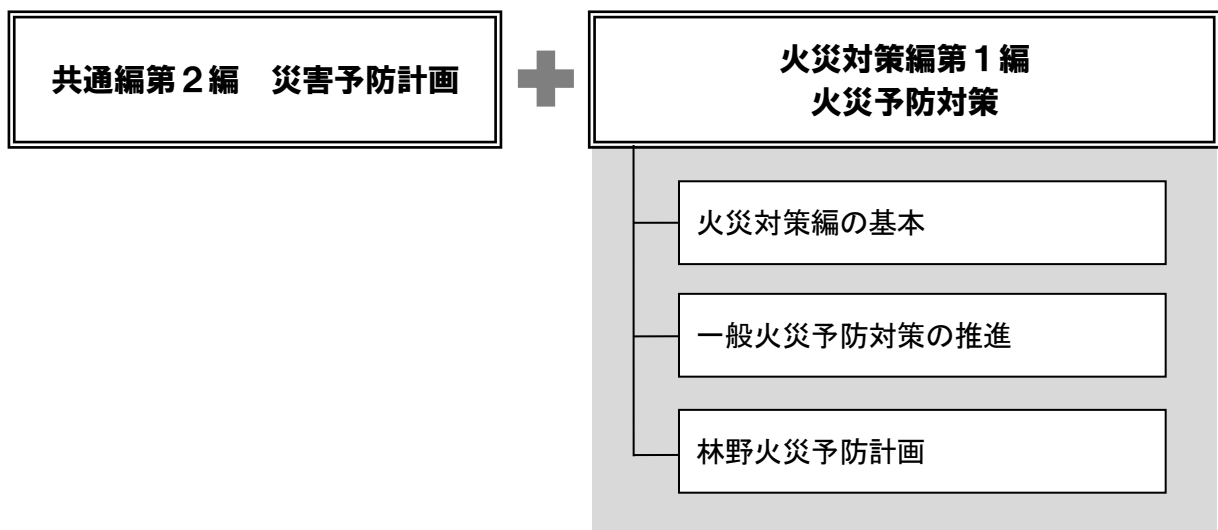
# 第1編 火災予防対策



# 第1章 火災対策編の基本

市防災計画「火災対策編」は、火災（一般火災及び林野火災）への対策に特化した計画書であり、火災発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき予防対策は、市防災計画「共通編 第2編 災害予防対策計画」によることを基本とし、そのほかに、火災に特有の事項として本編 次章以降の記載事項を組み合わせることにより、災害の特性を踏まえた効果的な災害対応を目指すものである。



## 第2章 一般火災予防対策の推進

### 第1節 火災予防対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、都市計画課

火災は、市民に最も身近な災害で、一旦発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また、延焼拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、消防機関等は、必要な予防対策を推進する。

#### 現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、市民に対する防火思想の普及啓発活動や防火安全対策の推進を実施するとともに、消防力の充実・強化を図り、消防車両等及び消防施設等の整備を計画的に行っている。

#### 基本方針

○火災予防の普及啓発活動推進及び取組の強化を図る。

#### 具体的な取組と達成目標

##### 第1項 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、消防本部は市及び関係団体等と協力して、地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

##### 1 地域に密着した防火・防災思想の普及啓発

防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関及び団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

- ◆ 街頭広報や報道機関を活用した啓発活動
- ◆ イベント、集会等を利用した啓発活動
- ◆ 巡回による啓発広報活動
- ◆ 家庭訪問による防火指導
- ◆ 学校、職場等における防火指導
- ◆ 組織化の推進による啓発広報活動

## 2 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

### 【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、火災予防広報の充実及び地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を実施する。

## 第2項 災害に強いまちの形成

市、県及び国は、避難路、避難場所等、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

市、県、国、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送、収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を推進するよう努める。

### 【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、地域における防火安全体制の充実を実施する。

## 第3項 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、防府市火災予防条例（昭和37年防府市条例第12号）、防府市火災予防条例等の施行に関する規則（昭和56年防府市規則第47号）等の周知徹底を図る。

- ◆ 炉、風呂釜等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- ◆ 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- ◆ 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

### 【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、火を使用する設備・器具等の防火安全確保を実施する。

## 第4項 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、効果的な住宅防火対策を推進する。

## 1 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。以下、啓発例を示す。

- ◆ 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。
- ◆ 地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、ケーブルテレビ等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。
- ◆ 消防本部等による住宅防火講習会、住宅防火フェア等を開催する。

## 2 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

## 3 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解を深めるため、住宅防火講習会の開催等を行う。

## 4 住宅用防災機器等の設置及び維持管理

住宅用防災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図るとともに、設置した住宅用防災警報器の定期点検の実施及び設置から概ね10年を目安として住宅用防災警報器の交換を行うよう啓発活動を実施する。

### 【達成目標】

- 火災予防思想の普及啓発に関する取組として、住宅防火対策の推進を実施する。

# 第5項 地域における防火安全体制の充実

## 1 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、市は、自治会等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の防火クラブ（幼年・少年・女性の各クラブ等）の活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

自主防災組織の育成については、共通編第2編第2章第2節「地域における防災活動力の強化」に定める計画による。

## 2 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得や啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施し、又は行うよう指導し、住民の火災発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

資料編 [災害危険区域]

● 7-1-1 防火重点地域

【達成目標】

○火災予防思想の普及啓発に関する取組として、防火訓練の指導等を実施する。

## 第2節 要配慮者の防火安全性の確保

主な担当関係部署：消防本部、消防団、高齢福祉課、障害福祉課、防災危機管理課

要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、市消防本部、関係団体等は以下の対策を推進する。

### 現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、要配慮者の防火安全対策や、要配慮者の避難に関する普及啓発活動等の推進を実施してきており、今後も普及啓発に向けた取組を充実させていく必要がある。

### 基本方針

○要配慮者の防火安全対策の確立を図る。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65才以上の高齢者や障害者が被災する機会が多いことから、市、消防本部等は、高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

- ◆ 防火意識の高揚
- ◆ 住宅用防災警報器等の設置及び維持管理
- ◆ 住宅防火診断の実施
- ◆ 住宅用防災警報機の取付支援

#### 【達成目標】

○市内の要配慮者に対し、防火意識の高揚を図り、住宅用防災警報器等の設置の推進に努める。

#### 第2項 避難協力体制の確立

ひとり暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

#### 【達成目標】

○自主防災組織等、地域住民に対する普及啓発を行い、要配慮者の避難協力体制の確立に努める。

#### 第3項 その他の安全確保対策の推進

火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）やNet 119の普及促進を図る。

高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種

設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

**【達成目標】**

- 高齢者等の入所施設での適切な避難支援活動が行われるよう、緊急通報システム等の普及促進を支援する。

## 第3節 建築物防火対策の推進

主な担当関係部署：消防本部

建築物の防火安全性を確保するため、消防本部は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

### 現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、地域における防火、避難協力連携等の体制強化を図り、住宅防火対策等の防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

### 基本方針

○建築物の防火対策として、消防機関等による立入検査を実施する。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 関係者への指導の強化

##### 1 建築基準法に係る防火規制の徹底

建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。

また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。

##### 2 消防同意制度の適切な運用

建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防本部はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。

##### 3 重点的・効率的な予防査察の実施

消防本部は、消防法に定める予防査察を実施するに当たり、防火対象物点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等、防火対象物関係者からの報告、届出等の状況及び過去の指導状況を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物を重点的に、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。

#### 【達成目標】

○建築物の防火対策として、消防機関等による効率的な立入検査を実施し、防火・防災管理の徹底を図る。

## 第2項 消防用設備等の設置及び維持の適正化

### 1 消防用設備等の設置の指導

消防本部は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実態を踏まえ、基準に適合し、かつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

### 2 消防用設備等の点検

消防本部は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性の認識、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

### 3 消防防災システムの強化

市、県、国、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努める。

### 4 火災安全対策の充実

市、県、国、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災製品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図る。

#### 【達成目標】

○消防用設備の点検等を定期的に行い、設置及び維持の適正化を図る。

## 第3項 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防本部は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

#### 【達成目標】

○防火管理者に対し、適切な消防計画の作成や訓練を実施するなどの防火安全に関する意識の向上と防火管理の徹底を促す。

## 第4項 防災管理の徹底

南海トラフ巨大地震等の切迫性を考慮し、消防防災上のリスクが大きい多数の人が利用する大規模・高層の防火対象物には、一定の資格を有する者を防災管理者として選任させるとともに、災害時の応急対策を円滑に行うため、自衛消防組織を編成させ、防火対象物の利用者の安全を図る。

#### 【達成目標】

○大規模地震による延焼火災などの甚大な災害に備えるための研修や訓練を実施し、防災に関する意識の向上を図る。

## 第4節 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

主な担当関係部署：消防本部

多数の者が出入りする劇場、百貨店、ホテル・旅館、病院、社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生するおそれがあることから、前節の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

### 現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、特定防火対象物等の防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

### 基本方針

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図る。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 防火管理体制の充実

消防機関は、実態に応じた初期消火、通報、避難等の訓練の実施について、きめ細かな指導及び検証を行う。

特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知及び伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。

病院、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、近隣住民やボランティア組織の応援及び協力体制の確立を推進する。

消防機関は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、適切な指導を行う。

- ◆ 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 旅館・ホテル等における夜間の防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル
- ◆ 大規模地震対応消防計画審査マニュアル

#### 【達成目標】

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、防火管理体制の充実を促す指導を行う。

#### 第2項 防火対象物定期点検報告制度の適正運用

消防本部は、国が定めた「防火対象物定期点検制度」に基づき、該当する対象物に対して点検結果報告書を提出させるとともに、立入検査等を行い、不備事項の早期改善を指導する。

建築基準法の違反等の状況把握について、消防本部及び特定行政庁が連携を密にすることにより、防火対象物定期点検制度の適正な運用に努める。

**【達成目標】**

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、消防法令の違反に対する適切な違反処理を行い、法令違反の是正を図る。

**第3項 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底**

火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。

火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。

防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

**【達成目標】**

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、消防用設備等の維持管理の徹底を促す指導を行う。

**第4項 特定違反對象物に対する是正措置の徹底**

消防本部は、火災が発生した場合に人命危険が大であると予測される重大違反對象物、特に小規模雑居ビルについては、指示、警告、命令、告発等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

**【達成目標】**

○特定防火対象物等における防火安全策の強化を図るため、小規模雑居ビルの管理者に対しての指導を強化し、法令違反の是正を図る。

**第5項 工場、倉庫等の防火安全対策の推進**

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的・物的被害を生ずるおそれがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

**【達成目標】**

○工場、倉庫等における防火安全策の強化を図るため、消防用設備の適切な維持管理を行うよう、管理者に対しての指導を強化する。

## 第5節 火災予防のための情報の充実

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：下関地方気象台

火災を未然に防ぐため、気象の実況の把握から火災防止のための情報を積極的に収集することが重要である。このため、情報収集体制の充実と適時・的確な情報伝達体制の整備を図る。

### 現状と課題

下関地方気象台では、これまでも火災予防に資する気象等の情報を適時提供してきている。今後も、最新の情報を適時提供していくよう、充実を図っていくことが重要である。

### 基本方針

○火災予防に関する情報収集伝達体制の強化を図る。

### 具体的な取組と達成目標

下関地方気象台は、大規模な火災防止のために気象の実況の把握に努め、出火防止のため、乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の適時・的確な発表に努めるものとする。

#### 【達成目標】

○災害を未然に防ぐために重要となる情報について、積極的に収集・集約・伝達するための体制を整備し、平常時から運用して改善を図る。

## 第6節 消防力の充実・強化

主な担当関係部署：消防本部、防災危機管理課

火災の発生防止及び被害の軽減を図るためには、消防力の充実・強化が求められることから、市は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材及び要員）の確保に努める。

### 現状と課題

市では、火災被害の軽減を図るため、消防力の充実・強化を図り、消防車両等及び消防施設等の整備を計画的に行っている。また、多種多様化する災害に対応するための資機材を整備し、迅速的確な警防活動を遂行するための訓練を実施している。

### 基本方針

○消防力の充実・強化と活動体制の充実強化に向け、「消防力の整備指針」に即し、人員、資機材、水利等の充実強化を図り市民ニーズに対応できる体制を構築する。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 消防計画の整備

消防本部は、消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防衛活動の実施に努める。

- ◆ 消防組織に関すること。
- ◆ 消防力等の整備に関すること。
- ◆ 防災のための調査に関すること。
- ◆ 防災教育訓練に関すること。
- ◆ 災害の予防、警戒及び防衛に関すること。
- ◆ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- ◆ その他災害対策に関すること。

#### 【達成目標】

- 消防力の充実・拡充に向け、市防災計画の見直し検討をし、必要に応じ修正を行う。
- 消防力の充実・強化は、年次計画を基に積極的に推進する。

#### 第2項 消防組織の充実

##### 1 消防本部の充実

予防・警防要員の確保に努め、予防・警防業務の万全を期する。

##### 2 広域消防応援体制の整備

県内の市町、消防の一部事務組合が締結した県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市及び消防本部は必要な運用体制の確立に努める。

### 3 消防団の活性化の推進

消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要性を考慮し、消防本部は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

### 4 自主防災組織の育成

第1節第5項を参照のこと。

### 5 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化を図る。

#### 【達成目標】

- 地域の消防力を充実させるため、消防団、自主防災組織等の火災予防・初期消火の訓練の充実を図る。
- 広域応援に即応できるよう、人員・資機材の配備体制の整備を推進する。

## 第3項 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員及び消防団員の育成を図るため、消防本部は、消防職員及び消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

#### 【達成目標】

- 消防職員及び消防団員の研修・教育への積極的な参加を支援する。

## 第4項 消防施設等の充実・強化

### 1 消防施設等の整備

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

### 2 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、県と連携し林野火災用空中消火資機材の計画的な整備を推進する。

化学消火薬剤の整備充実に努める。

#### 資料編 [防災組織]

- 7-2-1 防府市の消防組織及び編成
- 7-2-2 消防本部及び消防団の人員
- 7-2-3 火災に対する消火体制
- 7-2-4 周辺地域の私設消防隊

#### 資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 5-3-1 分団別消防水利の現況

● 7-3-1 消防用車両等現有台数

**【達成目標】**

- 消防力の充実及び拡充に向け、消防力の三要素（人員・機械・水利）の充実を図る。
- 消防力の充実・強化は、年次計画を基に積極的に推し進める。

## 第7節 文化財防火対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、文化振興課

文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

### 現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、文化財等施設の防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

なお、文化財の詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-2 文化財等の防火施設の現況

### 基本方針

○文化財防火対策として、防火設備の整備充実を図り、立入検査、火災防御訓練や消火訓練等を実施し、防火意識の普及を図る。

### 具体的な取組と達成目標

予防対策の実施責任者は、以下のとおり。

予防対策	所有者又は管理団体
予防対策指導	県観光スポーツ文化部（文化振興課）及び市文化スポーツ観光交流部（文化振興課）

## 第1項 防火設備の整備充実

### 1 消火設備の整備

消火器、スプリンクラー、ドレンチャー、放水銃、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

### 2 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

### 3 その他設備の拡充

避雷装置、火除地、消防道路、消防倉庫、防火塀、防火帯、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

### 4 防火設備の修理・更新

文化庁の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」に基づく定期的な点検や消防設備点検などで確認された不具合・老朽化等に対する確実な修理・更新等を図る。

**【達成目標】**

○文化財防火対策として、防火設備の整備充実を図る。

## 第2項 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

- ◆ 防火管理体制
- ◆ 災害通報体制
- ◆ 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立
- ◆ 自衛消防組織の確立
- ◆ その他、注意札、火気の使用禁止、不審者の侵入防止等

**【達成目標】**

○文化財防火対策として、予防対策指導の推進等の普及を図る。

## 第3項 防火思想の普及啓発

毎年1月26日の文化財防火デーを中心に、文化財関係者の協力を得て防火訓練を実施し、文化財の保護及び防火防災思想の普及啓発を図る。

- ◆ 防災思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、市広報、市ホームページ、講演会、映画等による。）
- ◆ 防火訓練の実施（地域住民、消防本部、消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）

**【達成目標】**

○文化財防火対策として、防火思想の広範囲への拡大を図り、訓練等を通して災害対応力の向上を図る。

## 第8節 災害復旧への備え

主な担当関係部署：道路課、河川港湾課、農林漁港整備課、都市計画課、消防本部、上下水道局

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

### 現状と課題

火災予防に向け、市ではこれまで、地域における防火、避難協力連携等の体制強化を図り、住宅防火対策や防火安全策の強化を図る等、指導・教育を実施している。

### 基本方針

○重要な書類の維持管理に防火の視点を盛り込む。

### 具体的な取組と達成目標

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

#### 【達成目標】

○災害復旧を速やかに実施できるよう、台帳等を整理する。

## 第3章 林野火災予防計画

### 第1節 出火防止対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所、森林組合

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為的なものによる失火が大部分である。

林野は、広大であり、そこには不特定多数の者が自由に入出入りすることが出来ること、林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、消防本部、森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

#### 現状と課題

本市の約5割を林野が占めており、林野火災が一旦発生すると、これらの森林資源を短時間のうちに焼失し、その回復には長い年月と多大な労力を費やし、社会的損失が極めて大きなものとなるおそれがある。このため、市、県及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進する。

#### 基本方針

○防火思想の啓発の推進を図る。

#### 具体的な取組と達成目標

### 第1項 防火思想の啓発

#### 1 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、国、県、市、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。

また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

- ◆ テレビ、ラジオ等による啓発
- ◆ 広報車による巡回広報
- ◆ ポスター、チラシ等の配布
- ◆ 新聞その他広報紙による啓発
- ◆ 学校等を通じたの広報（児童・生徒の防災思想の高揚）
- ◆ 林野火災予防標識板、立看板等による啓発
- ◆ 市有林野監視人及び森林管理巡視員による巡回指導

## 2 研修会等の開催

各関係機関、団体等による研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

### 【達成目標】

○林野火災予防月間や各種研修・講習などの機会を活用し、防火思想の普及啓発を推進する。

## 第2項 発生原因別対策

### 1 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- ◆ たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- ◆ 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- ◆ 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- ◆ 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- ◆ 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

### 2 山林内事業者（作業）対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。

- ◆ 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
- ◆ 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期す。
- ◆ 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備する。
- ◆ 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

### 3 火入れ対策

火入れに当たって、市及び消防本部は、防府市火入れに関する条例（昭和60年条例第2号）及び防府市火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- ◆ 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- ＜火入れ方法の指導＞
- ◆ 強風注意報、乾燥注意報の発表又は火災警報が発令された場合、一切の火入れを中止する。
  - ◆ 火入者・責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報の発表又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。
  - ◆ 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また、跡地には状況に応じ監視員を配置する。
  - ◆ 森林法（昭和26年法律第249号）、市条例、市規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

#### 4 道路、鉄道沿線等における火災対策

西日本旅客鉄道株式会社、防長交通株式会社等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- ◆ 危険地帯の可燃物の除去
- ◆ 路線の巡視
- ◆ 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
- ◆ 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜
- ◆ 緊急時における専用電話利用の便宜

#### 5 森林所有者対策

森林所有者は、自己の所有する林野から放火又は失火が生じないよう次の事項を実施する。

- ◆ 一般住民に対する防火意識の啓発
- ◆ 無許可入山者の排除
- ◆ 火入れに対する安全対策の徹底

##### 【達成目標】

- 事業者等への指導を強化し、失火の防止を図る。

### 第3項 巡視・監視の強化

#### 1 警戒活動の強化

市、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。

#### 2 市有林野監視人及び森林管理巡視員の設置

山火事の高発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に市有林野監視人及び森林管理巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導や火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。

- ◆ 災害の早期発見に関すること。
- ◆ 無許可伐採等に対する指導
- ◆ 森林の産物の盗掘、案内板等の破損等の防止に関すること。

**【達成目標】**

○人為の出火を防ぐよう広報を行い、巡回を強化する。

#### 第4項 関係団体との協力体制

市及び消防本部は、森林組合、地域住民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。  
また、市及び消防本部は、地域住民による自主防災組織の育成に努める。

**【達成目標】**

○林業関係事業者、土木事業者等の関係者及び自主防災組織等の地域組織に対し、火災発生時の協力を依頼し、訓練等を行っていく。

## 第2節 林野消防対策の推進

主な担当関係部署：消防本部、消防団、農林漁港整備課

市及び消防本部は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

### 現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について情報収集・伝達体制について消防体制の整備を図ってきているところであるが、今後もより緊密な連携で防火対策を推進していくことが重要である。

### 基本方針

○林野火災に強い地域となるよう、関係団体との協力体制を強化する。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

市及び消防本部は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく住民や関係者に周知するための体制の充実を図る。

市長は、下関地方気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、住民や関係者に伝達するための体制の整備を図る。

#### 【達成目標】

○速やかな通報等が実施できるよう、情報伝達体制の強化を図る。

#### 第2項 活動体制の整備

##### 1 消防体制の確立

消防本部は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

##### 2 相互応援体制の確立

消防本部は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備する。  
平成24年4月1日、全県下市町等を対象として山口県内広域消防相互応援協定書を締結しており、これの円滑な対応に努める。

#### 資料編 [条例等]

- 7-4-1 山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

### 3 総合的消防体制

市は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

地理的、地形的条件等から消防活動に大きな制約を受ける林野火災への対応として、県が行う航空機による消火活動を有効活用し、総合的な消防体制の充実に努める。

### 4 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。このため、市及び消防本部は、迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立しておく。

#### 【達成目標】

○林野火災の消火活動を円滑に実施するため、広域での相互応援体制の強化を図る。

## 第3項 林野火災消火訓練の充実

市及び消防本部は、関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施する。

#### 【達成目標】

○林野火災の消火活動を円滑に実施するため、関係者合同での実地訓練を開催し、防災力の強化を図る。

## 第3節 林野火災に強い地域づくり

主な担当関係部署：農林漁港整備課

市は、林野火災に強い地域づくりを図るため次の対策を講じる。

### 現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について必要な予防対策を推進してきているところである。今後も、林野火災に即応できる体制の強化を図っていく。

### 基本方針

○林野火災の消火活動に効果的な延焼防止の防火地帯の整備を進めているところであるが、今後も引き続き、防火道、防火地帯の整備に努める。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 事業計画の作成

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

##### 【達成目標】

○林野火災への対策について、総合的な事業計画を作成し、推進する。

#### 第2項 防火道等の整備

市、県及び国は、防火道、防火地帯の整備等を実施する。

##### 【達成目標】

○林野火災に強い地域となるよう、防火地帯の候補地を選定し、整備する。

## 第4節 林野火災消防施設・資機材の整備

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、消防本部は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

### 現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について消防施設の整備、消火資機材の整備等を随時実施してきた。今後も予防対策を推進する。

### 基本方針

○林野火災の消火活動に効果的な施設・資機材の整備に努める。

### 具体的な取組と達成目標

#### 第1項 林野火災消防施設の整備

市は、林野火災の多発地帯に対して、防火管理道等の整備を図る。また、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。さらに、林野火災の多発地帯については、国、県及び市有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。消防本部は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。

##### 【達成目標】

- 防火管理道を始めとする林道の整備を進める。
- 自然水利を含めた消防水利の充実を図る。

#### 第2項 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について県、市及び消防機関はその充実に努める。

##### 【達成目標】

- 林野火災の消火に関する資機材の整備を計画的に進める。

#### 第3項 空中消火資機材の整備

市及び消防本部は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

##### 資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-3 森林消防隊の組織及び装備

##### 【達成目標】

- 臨時ヘリポートの確保の際に、水利地点の確保も充実させる。

## 第5節 林野火災特別地域対策事業の推進

主な担当関係部署：農林漁港整備課

市は、林野火災特別地域対策事業を推進し、火災防止の実効性を高めていく。

### 現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生防止について各種の対策事業の推進を図ってきているところであり、今後も引き続き強化に務める。

### 基本方針

○林野火災特別地域対策事業の推進を図る。

### 具体的な取組と達成目標

市域の約5割を林野が占める本市では林野火災の発生又は拡大の危険度が高く、市は、林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

#### 【達成目標】

○林野火災特別地域対策事業計画の策定を図る。

## 第6節 二次災害の防止活動

主な担当関係部署：農林漁港整備課

市は、火災後の二次災害防止活動等の強化を図る。

### 現状と課題

市及び森林関係者は、林野火災発生後荒廃した地域への対策について、事前登録などの施策の推進が必要である。

### 基本方針

○林野火災により危険度の高まった箇所の事前登録等、二次災害防止の事業の推進を図る。

### 具体的な取組と達成目標

市、県及び国は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成や事前登録など、活用のための施策等を実施する。

#### 【達成目標】

○二次災害防止の為の施策事業の推進を図る。

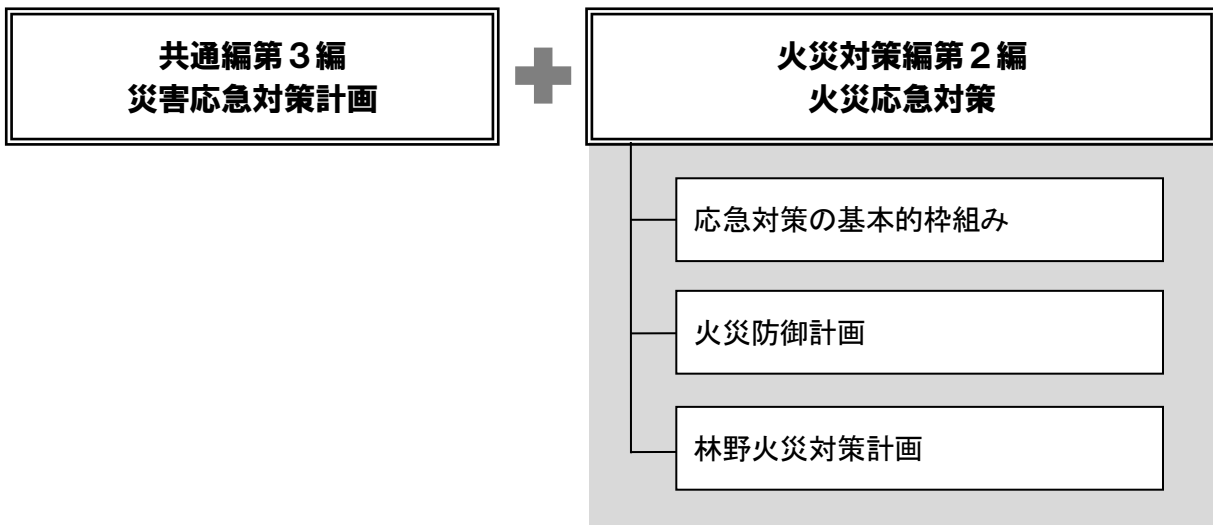
## 第2編 火災応急対策



# 第1章 応急対策の基本的枠組み

市防災計画「火災対策編」は、火災（一般火災及び林野火災）への対策に特化した計画書であり、火災発生時に特に留意すべき事項を掲載している。

市として実施すべき応急対策は、市防災計画「共通編 第3編 災害応急対策計画」によることを基本とし、そのほかに、火災に特有の事項として本編次章以降の対策を組み合わせることにより、災害の特性に応じた効果的な応急対策の実施を目指すものである。



## 第2章 火災防御計画

### 第1節 実施機関及び組織の確立

主な担当関係部署：消防本部、消防団

主な担当関係機関：県、徳山海上保安部、下関地方気象台、防府警察署

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防御に向け、組織体制を確立する。  
なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第4章「消防等の応急活動」に定めている。

#### 活動方針

○関係機関と連携し、迅速な消火に向けた組織体制を確保する。

#### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	実施機関						
2	消防の組織体制						

#### 具体的な活動内容

### 第1項 実施機関

#### 1 市

現行の消防組織は自治体消防が原則であり、消防責任は市町にあることから、本市区域内における建物、山林、船きょ又は埠頭に係留された船舶その他の工作物等の火災にかかる防御活動は、市消防が実施する。

#### 2 徳山海上保安部

海上における船舶等の火災防御活動を実施する。

#### 3 県

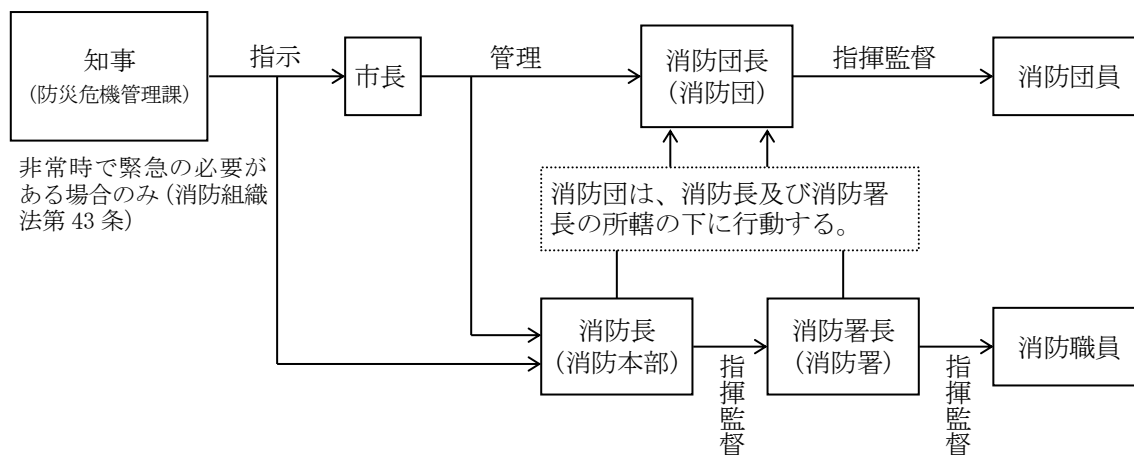
大規模火災で必要がある場合又は市町から要請のある場合、市町相互間の連絡調整、必要な指導・助言、勧告等を行い、市町を支援する。

#### 4 防府警察署

住民の生命身体及び財産の保護を図るため、消防と相互に協力して火災の防御に必要な措置（交通規制等）を行う。

## 第2項 消防の組織体制

市消防機関の系統及び県との関係は下記のとおりである。



## 第2節 火災気象通報及び火災警報の伝達（消防法第22条）

主な担当関係部署：消防本部、消防団、防災危機管理課

主な担当関係機関：下関地方气象台、県

火災気象通報及び火災警報等の迅速な伝達に向けた事項を定める。

なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第4章「消防等の応急活動」に定めている。

### 活動方針

○火災気象に関する通報及び火災警報を迅速に市民、関係機関等に周知する。

### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	火災気象通報						
2	火災警報の発令						
3	火災気象通報・火災警報の周知						
4	防火パトロールの実施						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 火災気象通報

下関地方气象台長は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

##### (1) 定時に行う火災気象通報

气象台長は毎朝5時頃に、おおよそ24時間先までの気象状況の概要を、気象概況として知事に通報する。

この気象概況通報において、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、見出しに「火災気象通報」と明示し、注意すべき事項を付加する。

ただし、火災気象通報の通報基準に該当する全ての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合には火災気象通報に該当しないこととして、見出しの明示を行わない。

##### (2) 随時に行う火災気象通報

直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨に関し随時通報する。

#### 【火災気象通報の通報基準（＝乾燥注意報、強風注意報の発表基準）】

火災気象通報【乾燥】 (乾燥注意報)	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合。 最小湿度が40%以下で、実効湿度が65%以下になると予想される場合
火災気象通報【強風】 (強風注意報)	強風によって災害が起こるおそれがあると予測される場合。具体的には次の条件に該当する場合。

	平均風速が10m/s以上予想される場合 (上段二つの条件に該当する場合。)
火災気象通報【乾燥・強風】 (乾燥注意報及び強風注意報)	

知事（防災危機管理課（消防保安課））は、気象の状況が火災予防上危険である旨の通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報する。

## 第2項 火災警報の発令

市長は、知事（防災危機管理課（消防保安課））から前項の通報を受けたとき又は気象状況が火災の予防上危険であると認める次の各号の一に該当する場合であって、日降雨量が1ミリメートル未満のときには、市民に対して火災の警戒を喚起するため「火災警報」を発令することができる。

- ◆ 実効湿度60パーセント以下であって、最低湿度40パーセント以下となり、かつ、最大風速が7メートルをこえる見込みのとき。
- ◆ 平均風速10メートル以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

## 第3項 火災気象通報・火災警報の周知

### 1 火災発生防止のための市民への呼び掛け

県（防災危機管理課（消防保安課））は、下関地方気象台から火災気象通報を受けた場合、森林整備課に連絡するとともに市町及び消防本部に防災行政無線（一斉FAX）により伝達し注意を促す。

県から通報を受けた市長（消防長）は、同報系防災行政無線、広報車、市メールサービス等を活用して市民に対して火の元の確認、たき火の中止等について呼び掛け、火災発生の未然防止を図る。

### 2 火災警報発令の周知

市は、火災警報を発令したときは、以下の方法により（単独又は組み合わせるなどして）一般に周知を図る。

なお、連絡系統は、資料編のとおりとする。

#### 【火災警報を発令したとき】

- ◆ 主要公共建物の掲示板に必要事項を掲示
- ◆ 主要地域における吹流しの掲揚
- ◆ 火災警報信号（消防法施行規則別表1の3）
- ◆ 広報車による巡回広報
- ◆ 同報系防災行政無線による周知

#### 資料編 [火災対策]

- 7-5-1 火災気象通報・火災警報の連絡系統

## 第4項 防火パトロールの実施

市は、火災の多発期には、火災予防と火災の早期発見のため、市職員、消防職員、消防団員等による防火パトロールを強化するとともに、乾燥・強風時（火災気象通報、注意報・警報発表中）には、特に警戒体制を強め、広報車等によるパトロールを強化する。

## 第3節 消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団

市長は、市域内における消防に関して定めている「市防災計画」に基づき、所有する資機材、人員を活用して迅速かつ効果的な消防活動を実施する。

### 活動方針

○人員、資機材を活用し、迅速な消防活動を実施する。

### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	情報収集活動						
2	資機材の確保						
3	情報伝達						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 情報収集活動

火災発生時における消火活動を効率よく実施するためには、正確かつ的確な情報を迅速に入手し、判断することが重要となる。

このため、市及び消防本部は、情報収集体制を早期に確立するとともに、使用可能なあらゆる手段を有効に活用し、必要な情報を収集する。

初 期 情 報	中 期 情 報
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火災の発生場所、程度及び延焼方向</li> <li>◆ 要救助者及び負傷者の状況付近の消防水利の状況</li> <li>◆ 進入路確保の有無</li> <li>◆ 危険物、高圧ガス等の貯蔵状況</li> <li>◆ その他必要事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 延焼拡大範囲、現場活動着手の有無及び延焼危険とその方向</li> <li>◆ 消火活動の見通し</li> <li>◆ 交通混雑による通行不能箇所及び状況</li> <li>◆ 市民の避難状況及び避難者の動向</li> <li>◆ 行方不明者等の状況</li> <li>◆ その他必要事項</li> </ul>

#### 第2項 資機材の確保

的確な消火活動を展開するには、消防部隊等に適切な資機材及び物資の供給が必要となることから、次により必要資機材の把握に努める。

<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 資機材の配置状況</li> <li>◆ 必要資機材等の種別</li> <li>◆ 資機材等の使用状況及び予備資機材の状況</li> <li>◆ 資機材等の調達先（協力先）の状況</li> <li>◆ 機材等の使用期間</li> </ul>
--

資料編 [防災物資、施設、資機材]
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 5-3-1 分団別消防水利の現況</li> <li>● 7-3-1 消防用車両等現有台数</li> <li>● 7-3-4 化学消火剤の所在状況</li> </ul>

### 第3項 情報伝達

#### 1 関係機関への伝達

消防本部は、火災が発生し、拡大し、又は拡大が予想されるときは、推移状況、被害状況、拡大予測等について、必要に応じて関係機関（県、防府警察署、隣接消防本部等）に対し速やかに伝達する。

また、詳細な情報が不明の段階であっても概要を即報するものとし、具体的・詳細な情報は、判明次第逐次伝達する。

#### 2 県への伝達（火災即報）

消防本部から県への「火災即報」については、原則として、国が定めた「火災・災害等即報要領」による事項とするが、次のいずれかに該当する火災については、火災発生後直ちに電話・FAXにより報告する。

一般基準	死者が3人以上生じたもの 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの 自衛隊に災害派遣を要請したもの
個別基準	火災（建物、林野及び交通機関）、危険物に係る事故、原子力災害、その他特定の事故 ※詳細は、資料編のとおりとする。
社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合

資料編 [災害情報の収集・伝達]
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-3-7 直接即報の概要</li> <li>● 7-6-1 県への伝達（火災即報）個別基準</li> </ul>

#### 3 応援要請必要時の情報連絡

応援要請必要時の情報連絡については、資料編（広域消防応援・受援基本計画）のとおりとする。

資料編 [応援・受援]
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 3-6-5 山口県内広域消防応援計画</li> <li>● 3-6-7 緊急消防援助隊山口県大隊応援等実施計画</li> <li>● 3-6-9 山口県緊急消防援助隊受援計画</li> </ul>

#### 4 住民に対する安全対策

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近住民が危険にさらされるおそれがあり住民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近住民等への規制措置も必要となることから、市消防機関は、以下の対策を講じる。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

資料編 [火災対策]

- 7-5-2 火災発生時の避難指示

資料編 [警戒区域の設定]

- 7-7-1 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

## 5 災害広報

地域住民の不安や混乱の防止及び消防活動への協力を得るため、迅速かつ適切な広報活動を実施する。この場合、情報の混乱をきたさないよう、市と消防機関で情報の一元化、役割分担等について協議する。広報活動は、次のように市民に対する広報と報道機関に対する広報に大別して行う。

なお、詳細については資料編のとおりとする。

市民広報	市民に対する注意と警戒を喚起するとともに避難指示等における不安の解消と迅速適切な避難を行うために実施する
報道広報	消防本部は、防府警察署と調整の上、発表する。 なお、市本部が設置された場合は、消防本部からの発表は行わない。

また、広報は、広報車、口頭伝達、同報系防災行政無線、防災メールサービスやテレビ、ラジオ等公共放送機関を活用して行う。

市民等への伝達内容が緊急を要し、他の方法による伝達が困難な場合は、放送要請の手続きをとる。この場合の手続き等については、共通編第3編第3章「広報活動」を参照のこと。

資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 7-6-2 市民広報
- 7-6-3 報道広報

## 6 離島消防対策

野島の消防活動は、本土からの応援が困難であることから、野島分団が主力となり消防体制の確立を図っている。

分団の機能は本土と同様であり、可搬式小型動力ポンプを配備している。

## 第4節 知事の指示権の発動

主な担当関係機関：県

知事は、台風、水火災等で、数市町にまたがる広域災害、一市町の全域にわたって甚大な被害が発生するなどの非常事態の場合で、特に必要があると認める時は、災対法第72条及び消防組織法第43条の規定による知事の指示権により、市町長、消防長及び水防管理者に対して災害防御措置に関し指示し、又は他の市町長に応援出動の措置を指示して人的被害の防止に努める。

### 活動方針

○市長、消防長及び水防管理者に対し、迅速な判断により防御措置を指示し、被害拡大の防止に努める。

### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	知事の指示権の発動						

### 具体的な活動内容

応急対策措置については、市町長が第一次的に相互応援又は応援要求により処理すべきであり、知事の指示権は、市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合に発動する。

#### 1 指示の範囲

指示の範囲は以下のとおり。

- ◆ 対策要員の応援派遣
- ◆ 災害防御及び鎮圧の措置
- ◆ その他災害防御措置に関し必要と認める事項

#### 2 指示権の発動の区分

指示権の発動区分及び派遣人員の基準は原則として下記によることとするが、指示先の市町と協議の上、出動人員は適宜増減する。

第1次指示権の発動	◆ 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣接市に対してその所属する消防職員、消防団員及び水防団員の実員の1/3の人員を派遣することを指示する。
第2次指示権の発動	◆ 災害が一つの地域に限られる場合に発動するものであって、被災地周辺の市町に対してその所属する消防職員、消防団員及び水防団員の実員の1/2の人員を派遣することを指示する。
第3次指示権の発動	◆ 災害が2地区以上に及び、その被害が甚大の場合発動するものであって、被災地域以外の市町に対して、その所属する消防職員、消防団員及び水防団員の1/2の人員を派遣することを指示する。

## 第3章 林野火災対策計画

### 第1節 林野火災に係る消防活動

主な担当関係部署：消防本部、消防団、農林漁港整備課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

林野火災の警戒及び延焼の防止等、林野火災に係る必要な応急対策計画について定める。

#### 活動方針

○迅速な消火及び延焼火災防止に努める。

#### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	消防活動の実施期間						
2	消防活動の組織体制						
3	林野火災対応						
4	消防資機材の貸付						

#### 具体的な活動内容

#### 第1項 消防活動の実施機関

##### 1 市

市長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握し、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を失することなく、消防防災ヘリコプターの出動要請や近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。

##### 2 県

県は、自ら出火防止対策に必要な措置をとるとともに、市町が実施する消防活動の円滑化を図るため、関係機関、他の市町との連絡調整等の任に当たる。

火災の規模が拡大し、非常事態の場合に特に必要がある時は、市町長、消防長に対して知事は災害防御措置に関し指示し、又は他の市町に対して応援出動の措置を求める。

また、県は、他の地方公共団体、自衛隊との連携を図りつつ、ヘリコプターを積極的に活用し、林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努める。

知事の指示権に係る具体的な事項については、第2章第4節「知事の指示権の発動」を参照のこと。

### 3 林業関係事業者

林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努める。

### 4 市民等

市民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

## 第2項 消防活動の組織体制

組織体制については、第2章第1節第2項「消防の組織体制」を参照のこと。

## 第3項 林野火災対応

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、また、活動そのものも特殊な対応を求められる。市・消防機関及び関係機関は連携し、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [火災対策]

- 7-5-3 林野火災対応

## 第4項 消防資機材の貸付け

### 1 県（防災危機管理課・山口農林水産事務所）が保有する林野火災対応資機材

県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のう等の整備を進め、関係先に寄託している。

また、山口農林水産事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができるものとする。

なお、貸付け手続きについては、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [防災物資、施設、資機材]

- 7-3-5 消防資機材の貸付け手続き

### 2 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬散布装置、溶解機及び動力ポンプ消火薬剤）に係る運用については、「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取扱う。

## 第2節 広域消防応援要請

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県（防災危機管理課）

市の消防力の全力を挙げても林野火災への対応が困難なときには、県消防防災航空隊、近隣市及び県内の消防隊の応援を得て対応する。

### 活動方針

○広域応援の必要を迅速に判断し、応援を要請する。

### 主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 広域消防応援要請						

### 具体的な活動内容

火災の規模が市の対応力を超えるほど大きな場合、速やかに広域消防応援を要請し、できるだけ早い時点で火災に対応できる消防力を確保し、火災の早期鎮圧を図る。

なお、広域消防応援要請に必要な手続き等については、共通編第3編第4章第3節「広域消防応援・受援」を参照のこと。

## 第3節 自衛隊の支援活動

主な担当関係部署：消防本部

主な担当関係機関：県、自衛隊

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

### 活動方針

○自衛隊派遣の必要を迅速に判断し、空中消火等の応援を要請する。

### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	自衛隊による空中消火の実施						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、共通編第3編第4章第2節「自衛隊の災害派遣要請・受入」を参照のこと。

なお、空中消火の実施についての事項は、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [火災対策]

- 7-5-4 空中消火の実施

## 第4節 住民等の安全対策

主な担当関係部署：消防本部、消防団、農林漁港整備課、防災危機管理課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近住民が危険にさらされるおそれがある。また、入山者や遊山者も危険にさらされる。そのため、これらの者の安全確保を図るため、市は必要な対策を講じる。

### 活動方針

○住民及び災害従事者の安全確保を徹底する。

### 主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難指示等及び警戒区域の設定						
2 避難場所の開設及び避難誘導						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 避難指示等及び警戒区域の設定

市長は、林野火災の延焼拡大により市民の生命安全に危険が及ぶとき又は予想されるときは、災対策に基づき必要と認める地域の居住者及び滞在者に対して避難指示等を行うとともに、消防長等は火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、市民の生命身体の安全確保を図る。林野火災発生時には、急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

なお、避難指示等及び警戒区域の設定に係る事項については、資料編のとおりとする。

また、入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近住民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

#### 資料編 [警戒区域の設定]

- 7-7-1 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

#### 資料編 [火災対策]

- 7-5-2 火災発生時の避難指示

#### 第2項 避難場所の開設及び避難誘導

避難について措置すべき事項は、資料編のとおりとする。

#### 資料編 [避難場所等]

- 3-12-1 避難場所等開設時の対応

## 第5節 災害広報

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団、防災危機管理課、行政管理課、  
広報政策課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

県、市及び消防本部は、地域住民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を住民等に伝達する。

### 活動方針

○火災状況等の適切な広報活動を行う。

### 主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	災害広報事項						
2	災害広報手段						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 災害広報事項

林野火災時において住民への伝達事項等は、下記のとおり。  
火災時における広報活動等の詳細に関しては、資料編のとおりとする。

- ◆ 気象警報・注意報発表
- ◆ 災害危険区域等に関すること。
- ◆ 避難及び警戒区域設定に関すること。
- ◆ 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。
- ◆ その他必要事項

#### 資料編 [災害情報の収集・伝達]

- 7-6-2 市民広報
- 7-6-3 報道広報

#### 第2項 災害広報手段

林野火災時において住民への主な広報手段は、下記のとおり。

- ◆ テレビ・ラジオ等公共放送機関
- ◆ 広報車・同報系防災行政無線・市ホームページ・市メールサービス・防災ラジオ・エリアメール・緊急速報メール（※エリアメール・緊急速報メールは、避難及び警戒区域設定に関する情報のみ。）
- ◆ 職員及び自主防災組織等による口頭伝達

## 第6節 残火処理等

主な担当関係部署：消防本部、農林漁港整備課、消防団

主な担当関係機関：山口農林水産事務所

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意する。

### 活動方針

○確実な残火処理及び事後措置を行う。

### 主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 残火処理						
2 事後措置						

### 具体的な活動内容

#### 第1項 残火処理

以下に留意し、残火処理に当たる。

- ◆ 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理に当たること。
- ◆ 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- ◆ 堆積可燃物の処理に当たっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。
- ◆ 注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。
- ◆ 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- ◆ 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

#### 第2項 事後措置

##### 1 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現場本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。

- ◆ 部隊人員、負傷者の有無及び負傷者に対する措置等
- ◆ 利用資機材の点検
- ◆ その他必要と考えられる項目

## 2 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。調査事項は、おおむね次のとおりとする。

火災原因関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 火災発生日時及び場所</li> <li>◆ 発生原因</li> <li>◆ 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件</li> <li>◆ 被害状況</li> </ul>
火災防御 鎮圧活動関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 消防機関の覚知時刻及び経過</li> <li>◆ 出動人員及び出動時刻</li> <li>◆ 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況</li> <li>◆ 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）</li> <li>◆ 広域消防応援部隊の活動状況</li> <li>◆ 残火処理活動</li> <li>◆ 防御指揮及び防御作業の経過概要</li> <li>◆ 救護及び資機材給与概要</li> <li>◆ その他必要と考えられる項目</li> </ul>

## 第7節 二次災害の防止活動

主な担当関係部署：農林漁港整備課、河川港湾課

主な担当関係機関：山口農林水産事務所、防府土木建築事務所

市、県及び国は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、十分留意して二次災害の防止に努める。

### 活動方針

○二次災害の発生防止に努める。

### 主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 二次災害の防止活動						

### 具体的な活動内容

市、県及び国は、降雨による二次的な土砂災害防止施策として、専門技術者を活用して土砂災害の危険箇所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。